

## 介護保険

### ○介護保険制度とは

私たちが年をとったときに必要になる介護を、家族だけでおこなうのではなく、社会全体で支えていこうという仕組みが、介護保険制度です。

この制度は、保険料と税金でまかなわれます。

入浴、排泄、食事などの日常生活に介護が必要となったとき、市から介護の必要度について認定を受けると、介護サービスを受けることができます。（居宅で介護サービスを受ける場合は支給限度額の範囲内）

### ○被保険者

65歳以上の市民と、40～64歳で医療保険（国民健康保険、職場の健康保険等）に加入している市民全員です。

(1) 第1号被保険者：65歳以上の市民全員

(2) 第2号被保険者：40～64歳で医療保険に加入している市民全員

第1号被保険者と第2号被保険者では、保険料の負担方法やサービスを受ける条件などが、それぞれ異なります。

算定に関する問い合わせ先

西宮市役所介護保険課

0798-35-3313

### ○保険料

第1号被保険者と第2号被保険者は、それぞれ保険料が異なります。

納付に関する問い合わせ先

第1号被保険者については

西宮市役所介護保険課

0798-35-3148

第2号被保険者については加入している医療保険者

### ○介護サービスを受けるには

(1) どのようなとき

65歳以上で介護が必要な場合、または、40～64歳の人については老化に起因する特定疾病（パーキンソン病など16種類）により介護が必要になったときに限って、介護サービスを受けられます。

(2) 要介護認定

介護サービスを受けるには、市役所に申請書を提出し、介護の必要度について、「要介護認定」を受ける必要があります。申請を受けて認定調査がおこなわれ、その結果と医師の意見書をもとに、介護認定審査会で、介護の必要度が判定されます。（要支援1～2、要介護1～5の7区分）

(3) ケアプランの作成

認定されると、原則として、要介護1～5の人は居宅介護支援事業者の介護支援専門員（ケアマネジャー）に、要支援1、2の人は地域包括支援センターに居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼し、その計画に基づいて、必要なサービスを利用できます。

要介護認定の申請などは、高齢福祉課へお問い合わせください。

介護サービスの内容などは、介護保険課へお問い合わせください。

問い合わせ先

西宮市役所高齢福祉課

0798-35-3133・3348

西宮市役所介護保険課

0798-35-3048

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。